

令和3年(2021年)6月21日

保護者様

京田辺市教育委員会
教育長 山岡 弘高

新型コロナウイルス感染症に係る市内小中学校の対応について

このたび、新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る緊急事態宣言が解除されましたが、京都府においては、令和3年7月11日までまん延防止等重点措置等が講じられることになりました。

これに伴う市内小中学校の対応といたしましては、本市及び周辺地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に「学校の新しい生活様式」に基づいた通常の教育活動を行うこととします。当面の間は、下記のとおりとしますので、保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 教育活動について

- (1) 現時点では、臨時休業は行いません。
- (2) 感染防止対策を講じてもおなご感染のリスクが高い学習活動の一部は行わないこととします。
- (3) 中学校部活動は、次のとおりとします。

	6月21日(月)～	7月3日(土)～
参加者	自校生徒のみ	自校を含め府内の2校程度
活動場所	校内に限る	近隣校から段階的に府内全域
活動時間	京田辺市立中学校部活動指導指針を遵守して実施	
宿泊	禁止	府内に限り可
大会参加	公式大会に限る	

- (4) 基本的には常時マスクを着用しますが、熱中症予防の観点から、児童生徒が暑さにより息苦しいと感じたときなどは、十分な距離を保ちつつ、近距離での会話を控えるなどの配慮を行い、一時的にマスクを外す指導を行います。なお、体育を含む屋外での活動(部活動含む)については、暑さ指数(WGBT)等を参考にしながら、児童生徒の距離が十分に確保できるよう指導計画を工夫したうえで、マスクを外すよう指導します。
- (5) 児童生徒、教職員に感染が確認された場合は、臨時休業、学年閉鎖等の措置を講じます。

2 ご家庭へのお願い

- (1) ご家庭でも「新しい生活様式」及び「まん延防止等重点措置等」を踏まえた感染症対策をお願いします。
 - ・感染リスクの高い場所への外出は控える。
 - ・不要不急の外出は控える。
 - ・外出の際は、マスクの着用、手洗い実施を徹底する。
- (2) お子様や同居家族の感染が確認または濃厚接触者に特定された場合及びPCR検査を受検した場合は、速やかに学校に報告をお願いします。
なお、児童生徒が濃厚接触者に特定された場合は、出席停止とします。
- (3) お子様の健康管理には十分に注意いただき、お子様やご家庭の方で発熱等の風邪症状が見られる場合には、登校を控えていただくようお願いします。
- (4) 熱中症予防の観点から、次の点につきまして、ご協力をお願いします。
 - ・こまめな水分補給を行うため、お茶などの十分な水分を持たせてください。
 - ・気温が高いときの登下校等においては、児童生徒等の間に十分な距離を保った上で、マスクを外すようにします。マスクを入れる清潔な袋などを用意してください。また、日差しが強い際には日よけに傘を使用することも有効です。

3 その他

- (1) 留守家庭児童会におきましても、通常どおりに運営を行います。
- (2) 今後状況の変化があった場合は、京田辺市教育委員会ホームページ等によりお知らせします。

令和3年6月21日

保護者様

京田辺市立田辺小学校
校長 藤原 真

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

向暑の候 保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校教育活動の推進にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る「まん延防止等重点措置等」の適用が、令和3年6月21日（月）から同7月11日（日）まで適応されることとなりました。しかしながら、京都府内における感染状況については、新規陽性者が減少していますが人流の増加や変異株の感染割合が増加等もあり、引き続き感染者数を抑制していく対策が必要なところです。

つきましては、6月21日（月）以降の学校教育活動については以下のとおり実施していくこととしますので、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は、別途お知らせします。

記

1 学校教育活動の制限の段階的緩和について

(1) 感染リスクの高い教育活動

各教科等における活動のうち、可能な限り感染症対策を行った上で、児童の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞るなどして実施します。なお、体育においては、児童が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動は実施しません。

(2) 修学旅行について

令和3年7月9日（金）、10日（土）に感染症対策を十分に講じた上で、予定通り実施します。

なお、6月23日（水）の説明会についても、予定通り実施します。詳細は5月20日付け配布の「修学旅行等の日程について」の文書でご確認ください。また、説明会の出席は各家庭1名のみとさせていただきます。

(3) その他の活動について

ア 校外での教育活動（校外実習、フィールドワーク、野外活動、遠足、団体鑑賞など）は、移動時も含めて感染リスクが極めて低いと判断できる場合に、実施を検討します。

イ 学年集会等が必要な場合は、身体的距離を1m以上確保するとともに、こまめな換気を実施し、入退場時の密集を回避し実施します。

ウ 学校外の者が参加して行われる校内での活動（授業参観、PTA行事、学校説明会など）は、参加人数や参加者の範囲を限定・把握し、感染防止対策を十分に講じた上で実施します。

エ 保護者との面談においては、手指消毒用アルコールを設置するほか、アクリル板等で飛沫を遮へいた上でマスクを着用するなど、感染防止対策を徹底しますが、不安な場合等は、担任にお知らせください。

2 感染防止対策の徹底について

学校では、引き続き、マスクの着用や3密の回避、手洗いの励行など、基本的な感染症対策を徹底します。

なお、詳しくは以下の配布済み文書（本校ホームページ掲載中）でご確認ください。

○「新型コロナウイルス感染症に係る市内小中学校の対応について」（令和3年6月21日 市教委より）

○「熱中症予防行動について」（令和3年6月11日 本校より）

○「緊急事態宣言の期間再延長に伴う市内小中学校の対応について」

（令和3年5月31日 市教委より）

○「緊急事態宣言の期間延長に伴う市内小中学校の対応について」（令和3年5月11日 市教委より）

○「緊急事態宣言の延長に係る新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」

（令和3年5月11日 本校より）

○「新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和3年4月26日 本校より）

○「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応等について」（令和3年4月15日 本校より）等